

# 第15回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

## 委員出欠表

第15回定例会 令和3年6月29日

開会 13時30分 閉会 16時00分

出席委員 (23名)	会長 依田繁二	会長代理 若林泰平
	1 荻原勝夫	13 大塚賢
	2 深井佳人	14 齊藤敏彦
	3 武井誠	15 関敏夫
	5 関一夫	16 小宮山信幸
	6 小林澄男	17 小野澤文利
	7 小山孝幸	18 笹平民男
	8 青木茂良	推進 射手誠司
	10 成山喜枝	推進 佐藤邦利
	11 柳澤峰晴	推進 関泰秀
	12 宮下通	推進 杉田修司
		推進 荻原清一

議事録署名委員	15 関敏夫	16 小宮山信幸
---------	--------	----------

出席職員 (6名)	農業委員会事務局	
	事務局長	小林 幸司
	事務局次長	小宮山 真二
	事務局	河口 晋也
	事務局	土屋 綾
	事務局	小林 誠司
	事務局	伊藤 世志子

議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積計画について  
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について  
第2回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

若林代理

ご苦勞様です。令和3年度第15回定例総会を開催します。会長、挨拶をお願いします。

議長

皆さんこんにちは、前回の挨拶で、雹害の話をしました。各地区の雹害集計を確認したところ県下で20億余の被害がありました。6月24日には、台風被害災害等の未然防止メールが配信されておりました。身の安全を第一に行動されますようお願いいたします。新型コロナウイルス感染症も減少傾向になっておりますが、健康管理をしっかりと行っていただきたいと思っております。それでは議事に入ります。本日の議事録署名は、15番関敏夫委員と16番小宮山信幸委員にお願いします。農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、説明します。

番号1、〇〇、図面は1ページをご覧ください。場所は〇〇にある農地です。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地ではクルミを栽培する予定です。譲受人の自宅から徒歩で2分ということで近いため、問題ないと判断しました。

番号2、〇〇、図面は2ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人、譲渡人ともに、〇〇です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地では水稻を栽培する予定です。譲受人の耕作地と隣接しており、自宅も道を挟んで向かいにあり近いため、問題ないと判断しました。

番号3、〇〇、外9筆、図面は3ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。経営面積0平方メートルからの拡大となりますが、地元の農家さんの支援を受けながら農業に取り組んでいくということです。一部、荒れている土地もありますが、譲受人が伐採伐根を進めており、すべての農地で農業を始める準備をしているところです。申請地では水稻、野菜、果物、クルミ、麦、大豆を栽培する予定です。譲受人の自宅から一番遠い土地でも車で5分ということで近いため、問題ないと判断しました。

番号4、〇〇、図面は4ページをご覧ください。場所は〇〇にある農地です。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。現在経営面積は0ですが、今月利用権にかかる2530平方メートルと併せて下限面積の3000平方メートルを超える予定です。申請地ではくるみ、ブルーベリーを栽培する予定です。譲受人

の自宅から車で3分と近いため、問題ないと判断しました。

議長                    ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして、齋藤委員より説明をお願いします。

齋藤委員                説明します。〇〇の農地です。譲渡人は〇〇さんで、譲受人は〇〇さんです。〇〇さんは人にたのんで草刈り等を管理していました。譲受人の〇〇さんは〇〇出身で、農業に憧れて4年前にワインのアルカンヴィーニュで研修し、その後JA信州上田ファームで研修を重ねて、昨年からは就農しております。〇〇に加工ブドウを植え付けています。〇〇には20アールのリンゴ、シナノリップを栽培しています。積極的に農業に取り組んでいます。新規就農者のグループで助け合いながら農業を担っております。将来は法人経営を目標にしております。申請地にクルミを栽培するそうです。期待しておりますので頑張ってくださいと思います。よろしくをお願いします。

議長                    ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)              全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号2の案件につきまして、笹平委員より説明をお願いします。

笹平委員                お願いします。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。申請地は、4人で耕作をしていて、機械等を移動して耕作するのが大変でした。譲受人の〇〇さんは手広く農業をしている方です。頑張っていますので大丈夫だと思いました。よろしくをお願いします。

議長                    ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)              全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号3の案件につきまして、笹平委員より説明をお願いします。

笹平委員                お願いします。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。譲渡人の〇〇さんは大農家でした。まとまった農地から売却していて、今回の申請地

は点々として残っていました。〇〇さんは〇〇に住んでいて耕作はしていませんでした。譲受人の〇〇さんは、〇〇の方で〇〇さんの家が空き家だったので、申請地と一緒に購入し移り住みました。申請地は竹藪だったり山林化していて、荒地になっています。既に伐採を進めています。地元のサポートもありますので、やっていけると思います。頑張ってください。

議長                    ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

杉田委員                面積の合計と今回の申請面積が同じですが、新規の方かと思います。面積がかなり広いので大丈夫でしょうか、

事務局                    〇〇さんと話をしました。現地も確認しましたが休耕地は開墾して準備している状態で、他は耕作をしていました。地元の方に助けてもらいながら勉強している様子で、大丈夫だと思いました。

議長                    〇〇さんは〇〇で田植えや稲刈りの勉強をしたそうです。経験を生かしてもらえればと思います。竹藪は既に切り倒してあり根だけの状態でした。将来的な目標を感じられましたので、地元の方と見守っていただけると思います。

他にございますか、ないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)                全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号4の案件につきまして、関泰秀委員より説明をお願いします。

関委員                    説明します。場所は〇〇にある農地です。集落の中心は高齢化していて、後継者もないため、荒れている畑が見受けられます。譲渡人の〇〇さんは高齢で近隣とのお付き合いも無く、荒地で困っていました。譲受人の〇〇さんで、申請地は妻の実家から近く妻の母が米、花、クルミを栽培しています。娘夫婦が申請地で農業を行うということです。ブルーベリーを栽培する予定です。

議長                    ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして第2号議案農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について説明します

番号1、〇〇、所有権移転、図面は5ページをご覧ください。〇〇にある農地です。宅地分譲敷地の申請です。譲受人は宅建業を行っている市内の業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は申請地にて303平方メートルから417平方メートルの2区画の分譲を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号2、〇〇、使用貸借権設定、図面は8ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方で、親子です。譲受人は現在借家に住んでいますが、親の土地を借りて住宅を新築したいとのことです。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号3、〇〇、所有権移転、図面は8ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在借家に住んでいますが、勤務先に近い東御市に住宅を新築したいとのことです。準住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号4、〇〇、所有権移転、図面は11ページをご覧ください。〇〇にある農地です。庭兼家庭菜園敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は申請地に隣接する宅地を購入するにあたり、車の駐車スペース等がないため、申請地を出入口や駐車場及び家庭菜園として利用を計画するもので、譲渡人も遠方に在住で管理が困難なため、譲受人の申出に応じたものです。申請地は水管、下水道管の2種類が埋設されている道路沿線の区域で、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、おおむね500メートル以内に〇〇及び〇〇と2つ以上の教育施設がある第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号5、〇〇、所有権移転、図面は13ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅兼動物病院敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は申請地で住宅を兼ねた動物病院の開業を計画しており、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号6、〇〇、外1筆、所有権移転、図面は13ページをご覧ください。〇〇にある農地です。集合住宅、駐車場敷地の申請です。譲受人は〇〇の

方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は申請地に2棟の集合住宅の建設を計画しており、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号7、〇〇、外1筆、所有権移転、図面は13ページをご覧ください。〇〇にある農地です。建売住宅敷地の申請です。譲受人は不動産業を行っている〇〇の業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は〇〇を中心に建売住宅販売の実績があります。申請地に1棟の建売住宅を計画しており、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号8、〇〇、外2筆、賃借権設定、図面は17ページをご覧ください。〇〇にある農地です。資材置場、駐車場敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在、同業者の資材置場を借りている状況で、手狭になっていることから自社の資材置場を計画しており、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。なお、申請地は令和3年3月に農振除外済みです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号9、〇〇、所有権移転、図面は19ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在借家に住んでいますが、手狭なため申請地に住宅を新築したいとのことです。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号10、〇〇、外1筆、所有権移転、図面は21ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は妻の母と同居しており、手狭なため申請地に住宅を新築したいとのことです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号11、〇〇、外2筆、所有権移転、図面は23ページをご覧ください。〇〇にある農地です。資材置場敷地の申請です。譲受人は建設業を行っている市内の業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は建設用資材置場が不足しており、申請地を資材置場にする計画で、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号12、〇〇、所有権移転、図面は25ページをご覧ください。〇〇の北西にある農地です。太陽光発電事業敷地の申請です。譲受人は太陽光発電事業を行っている〇〇の業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は申請地に太陽光発電施設を設置したいとのことです。パネル枚数は426枚、発電出力は49.5キロワットです。配置は図面27ページを参照してください。なお、雨水対策及び地元協定等については、太陽光発電施設



は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号3の案件につきまして、射手委員より説明をお願いします。

射手委員 場所は、〇〇にある農地で休耕中です。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。〇〇さんは賃貸住宅に住んでいて、勤務地が東御市ということで探していました。住宅を建てるということです。隣接する農地への影響は少なく問題はないと思いますが、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号4の案件につきまして、武井委員より説明をお願いします。

武井委員 場所は、〇〇の農地です。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。〇〇さんは申請地に隣接する住宅に引越してくるにあたり、出入りする道が狭いため、大きな道と接続する農地を買取り駐車場や家庭菜園をやるそうです。斜面になっているので出入りしやすくするため、多少手を加えるそうです。ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号5の案件につきまして、大塚委員より説明をお願いします。

大塚委員 場所は、〇〇から南に200メートルのところですか。譲渡人で〇〇さんが購入しましたが耕作をしたことがないため、近所の〇〇さんが花を栽培していました。譲受人は〇〇さんで獣医師です。住宅兼動物病院を建てるそうです。駐車場は14台です。小動物中心に行くそうです。よろしくをお願いします。

議長                    ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

小野澤委員            近所の方が耕作していたと説明がありましたが、農地法の問題はないのかお聞きしたいと思います。

事務局                現在賃借等を行われてなく、休耕地のため、5条の転用に関しては、特に問題はありません。

議長                    他にございますか、ないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)            全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号6の案件につきまして、大塚委員より説明をお願いします。

大塚委員              場所は、〇〇のところのブドウ畑です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。〇〇さんは高齢でブドウ栽培ができないということです。〇〇さんは集合住宅と駐車場を計画していて、2棟19戸で31台の駐車場ということです。よろしくお願いします。

議長                    ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号6の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

小野澤委員            面積が大きいです、どのような配置になるのか、又畑への影響が心配になります。その辺をお聞きしたいと思います。

事務局                配置につきましては、1棟は〇〇と〇〇の東西にまたがって横長に建てる予定で、もう1棟は〇〇の南北縦長に建つ予定です。空きスペースが駐車場になります。隣接農地の方の同意はいただいています。騒音や消毒のトラブルの可能性は考えられると思いますが、柔軟な対応をしていきたいと思えます。

議長                    他にございますか

齊藤委員              いずれ入居する19戸の人達が消毒や騒音を理解してくれるのか、これによって周辺のぶどう農家が耕作出来なくなるのが心配になりますので対策をとっていただき、農家が弱者にならないようお願いしたいと思います。

議長 他にございますか、ないようですので裁決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号7の案件につきまして、大塚委員より説明をお願いします

大塚委員 場所は、〇〇の農地です。譲受人は〇〇です。譲渡人は〇〇さんです。〇〇さんは親から譲り受けた農地です。建売住宅1棟建てる計画ということです。特に問題はないと思いますが、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号7の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号7の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号8の案件につきまして、深井委員より説明をお願いします。

深井委員 場所は、〇〇です。〇〇の休耕地です。譲渡人の〇〇さんは司法書士で、たくさん農地を持っていますが耕作はしていません。譲受人の〇〇さんは足場組立業です。近くと同業者に資材等を置かしてもらっていましたが、手狭になったため申請地を借りて、業務拡大したいということです。周辺のブドウ畑の方には了解はいただいているそうです。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号8の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号8の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号9の案件につきまして、成山委員より説明をお願いします。

成山委員 説明します。譲受人の〇〇さんは〇〇で借家に住んでいて、家族が増えて手狭となり、実家のある東御市内で土地を探していました。場所は、〇〇の隣が申請地です。譲渡人の〇〇さんは申請地の近くに住んでいて、〇〇さんと話合いをして購入することになりました。広い土地で分割するこ

とができない形をしているため、全部購入して道側に住宅を建て奥を家庭菜園にするそうです。ご審議よろしくをお願いします。

議長                    ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号9の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

杉田委員              全体の面積が708平方メートルで、家の面積が86.95平方メートルということですが、農地転用という観念で考えるとあまりにも広いので許可されるのか、お聞きしたいと思います。

事務局                宅地への転用面積に上限はありませんが、実際にどれだけ必要なのかということが審議されます。今回の案件は斜面であるということ、他に駐車場、家庭菜園と利用が分かっていますので、問題はないと考えます。

議長                    他にございますか、ないようですので裁決に入ります。番号9の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)            全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号10の案件につきまして、関泰秀委員より説明をお願いします。

関委員                場所は、先ほど3条で説明した農地の隣接地で、ブルーベリーを栽培する隣に住宅を建てる計画です。上下水道もありますし、雨水処理も大丈夫ということ。近隣の影響もなく問題はないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長                    ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号10の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号10の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)            全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号11の案件につきまして、佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員              場所は、〇〇に囲まれた農地です。譲受人は〇〇で建設業を営んでいる〇〇で、譲渡人は〇〇さんです。3筆で面積4110平方メートルとかなり広いですが、資材置場として利用したいそうです。よろしくをお願いします。

議長                    ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号11の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号11の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)            全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号12の案件につきまして、関敏夫委員より説明をお願いします。

関委員                番号12と番号13は関連していますので一緒に説明します。譲受人は太陽光発電事業を行っている〇〇と〇〇です。譲渡人は〇〇と〇〇さんです。場所は、〇〇付近です。地目は畑となっていますが、10年ほど耕作はしていませんでした。山林になっています。譲渡人のさんは活用方法に困っていました。太陽光発電の広告で話がまとまりました。住民には去年の11月に説明会を行いました。雨水はトレンチによる地下浸透です。よろしくをお願いします。

議長                    ありがとうございます。番号12と番号13の案件を合わせて説明いただきました。それでは質疑に入ります。番号12、番号13の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号12の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)            全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号13の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)            全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして、第3号議案農地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

事務局                第3号議案、農用地利用集積計画6月分について説明します。資料5ページが通常の利用権設定です。7件、20筆、合計22,647平方メートルです。資料6ページが所有権移転です。1件、3筆、合計6,068平方メートルです。資料6ページから7ページは中間管理事業を使った利用権設定です。10件、13筆、合計20,921平方メートルです。全体の合計は18件、36筆、49,636平方メートルです。以上です。

議長                    ありがとうございます。ただ今の説明についてご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。第3号議案農用地利用集積計画6月分について、賛成の方は挙手をお願い

します。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による届出について事務局より説明をお願いします。

議長 場所は〇〇、資料は30ページをご覧ください。〇〇の東にある農地です。農業用倉庫敷地の届出です。対象地357平方メートルの内、35平方メートルの届出になります。以上1件の届出について、報告させていただきます。

議長 ありがとうございます。続きまして、第2回農業経営改善計画の意見聴取について事務局より説明をお願いします。

事務局 第2回農業経営改善計画の意見聴取について説明します。今回は農業委員の説明はありません。〇〇さんで〇〇在住です。〇〇で16、7年前に就農しました。長野県の大学を卒業して東御市の会社に勤めていましたが、里親制度を使って就農されました。以前は里親にもなったことがあります。平成21年3月に認定農業者になって平成26年に更新をしなかったため、今回新規という扱いになります。農業経営体の営農活動の現状及び目標の営農類型として現状、目標ともに果樹類です。農業経営の現状及びその改善に関する目標は、令和2年度の年間所得は〇〇万円、5年後の令和7年度は〇〇万円を目指すそうです。年間労働時間は令和2年度は4200時間、令和7年度は4000時間、人数は2人、夫婦でやっています。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標ですが、作目はブドウで、巨峰、シャインマスカット、りんごで、ふじ、秋映、洋梨でシルバーパールです。農畜産物の加工関連ですが現状は〇〇万円、目標は〇〇万円です。主な物としてジュース、ドライフルーツです。ジュースは委託醸造、ドライフルーツは自作で、生果として出荷できない物を加工販売しています。農用地及び農業生産施設は栗林で、現状は〇〇アールです。広げる予定はありません。生産方式の合理化に関する現状と目標・措置ですが、台風19号で被災したリンゴ園をトレリス設置、矮化栽培による改植で生産効率化を図り、また冷蔵施設を導入して販売期間を延ばし、売上の向上を目指したいそうです。経営管理の合理化に関する現状と目標・措置は、簿記記帳などの会計処理を現在は自分で行っているが、会計士さんに委託し経営管理の合理化を図るそうです。農業従事者の態様の改善に関する現状と目標・措置の現状は雇用のべ日数は60日程度、人材確保に向けた就業規則の整備に

取組み雇用日数を増やしたいということです。その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置として農地の貸し借りを地主さんと直接行っているが、農地中間管理機構を通して農地を借り、効率的かつ安定的な農業経営を図るそうです。生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画として冷蔵施設1つ購入したいそうです。以上です。

議長                    ありがとうございます。ただ今の説明について、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

小野澤委員            認定農業者で更新をしない時期があり、新たに認定した理由とメリットをお聞きしたいと思います。

事務局                3ヶ月ほど前に、認定農業者になりたいとの相談を受けました。新たに認定をとりたいという理由は、さだかではありません。メリットについては補助制度です。また、認定農業者の会があり縦のつながり横のつながりを作り、東御市の農業を事務局として応援していきたいと思います。

小野澤委員            ありがとうございます。他にも同じような方がいると思いますので、認定農業者になり、農業経営改善計画の相談にのって欲しいと思います。

議長                    他にございますか、ないようですので私から一言、里親制度を利用して、今度は自分が受け入れる、この様に農業を担っていくのも良い形だと思いましたが。頑張ってください。

農業経営改善計画の意見聴取について終了させていただきます。ありがとうございます。以上をもちまして議事を終了します。慎重審議のご協力、ありがとうございました。

議事録署名人\_\_\_\_\_

(※直筆をお願いします)

